

「接続料の算定に関する研究会」開催要綱

1. 目的

電気通信ネットワークのIP化が進展する中、我が国の基幹的な通信網においても、IP網が基軸となってきている。その中で、IP網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきている。これを踏まえ、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行う、「接続料の算定に関する研究会」を開催する。

2. 名称

本研究会は、「接続料の算定に関する研究会」と称する。

3. 検討項目

本研究会は、次の事項について検討する。

- (1) 接続料の算定方法
- (2) NGNの優先パケットの扱い
- (3) NGNの県間伝送路のルール
- (4) コロケーションルール及びその代替措置
- (5) 接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）
- (6) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加するものとする。座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を進行することができる。
- (4) 本研究会には座長及び座長代理を置く。
- (5) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (7) 本研究会は、必要があると認めるときは、構成員・オブザーバー以外の者から意見を聴取することができる。
- (8) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (9) その他、本研究会の運営に必要な事項（ワーキンググループの運営に関する基本的な事項を含む。）は、座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (1) 本研究会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより事業者の正当な利益若しくは事業者以外の個人の権利利益又は公共の利益を害するおそれがある場合（通常公開されている内容であるため、又は公益上特に必要であるため公開することが適当であると座長が認めた場合を除く。）当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6. 庶務

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「接続料の算定に関する研究会」構成員及びオブザーバー

【構成員】(五十音順、敬称略)

- 相田 仁 (東京大学大学院工学系研究科教授)
- 酒井 善則 (東京工業大学名誉教授・津田塾大学総合政策学部客員教授)
- 佐藤 治正 (甲南大学マネジメント創造学部教授)
- 関口 博正 (神奈川大学経営学部教授)
- 高橋 賢 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究所~~院科~~教授)
- 辻 正次 (大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)
- 西村 暢史 (中央大学法学部教授)
- 西村 真由美 (公益社団法人全国消費生活相談員協会IT研究会代表)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

NGN I P o E協議会

株式会社NTTドコモ